

○工学院大学共同調査・研究取扱規程

(平成15年1月22日)

改正

(目的)

第1条 この規程は、本学の専任教員(特別専任教授を含む。)が、それぞれ有する学術研究の分野において、学内または学外(外国を含む。)で行う共同調査・研究(以下「共同研究」という。)を実施するにあたり必要な諸事項を定め、もって当該共同研究の活性化と円滑化を図り、あわせて本学の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における共同研究とは、特定の課題について複数の者が共同して行う研究をいい、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 本学の学科、研究科、研究所、情報科学研究教育センターにわたる本学内における共同研究
- (2) 本学の自主性の下に民間企業、国内外の教育・試験研究機関、国および地方公共団体(以下「学外機関」という。)またはその学外機関に所属する研究者との提携により行う共同研究

(研究期間)

第3条 共同研究期間は、1研究課題につき原則として1年とする。

- 2 継続して研究する必要がある場合には、改めて申請手続きを行い、継続することができる。
- 3 1研究課題における継続研究は、5年を限度とする。

(経費等の負担)

第4条 学外機関と共同研究を実施する場合は、共同研究に要する経費、研究員および施設設備利用等の負担割合について学外機関と協議し、予め合意しなければならない。

(申請)

第5条 共同研究の実施を予定する者は、本学の専任教員(特別専任教授を含む。)の中から研究代表者を定めるものとする。

- 2 研究代表者は、所属学科の学科長または基礎・教養教育部門長または所長(以下「学科長等」という。)を経て学長に次の各号の書類を提出する。
 - (1) 共同研究承認申請書
 - (2) 共同研究実施計画書
 - (3) 共同研究契約書(付経費内訳表)
 - (4) その他、必要とする書類

(審査)

第6条 共同研究に関する事項を審議するため、共同研究審査・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、学長、副学長、学長補佐(教学担当)、総合研究所長、基礎・教養教育部門長および各系列学科長各1名をもって構成する。
- 3 委員長は、学長がこれにあたり、委員会を招集して議長となる。
- 4 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 共同研究課題の計画内容の審査に関する事項

- (2) 共同研究候補課題の選考に関する事項
- (3) 継続共同研究課題の選考に関する事項
- (4) 共同研究成果の評価に関する事項
- (5) 継続共同研究成果の中間評価に関する事項

5 委員長は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。

(採否)

第7条 委員長は、委員会の審議に基づき採否を決定する。

2 委員長は、前項により承認したときは、研究代表者に共同研究承認書を交付する。

(契約締結)

第8条 共同研究契約書は、原則として学外機関代表者と学校法人理事長との間で締結する。

(研究責任)

第9条 研究代表者は、共同研究事項について全責任をもって遂行しなければならない。

(施設設備の利用)

第10条 共同研究を行うにあたっては、本学の施設設備等を利用することができる。

(共同研究費)

第11条 共同研究に要する経費(以下「共同研究費」という。)の取り扱いについては、共同研究契約書または国および地方公共団体の公共機関(以下「公的機関」という。)の定めるところによるものとする。

2 本学に振り込まれた共同研究費は、本学の経理に関する諸規程に基づいて処理する。

3 共同研究費は、当該共同研究に係わる経費以外に用いてはならない。

4 共同研究費の支出は、原則として契約期間内に行うものとする。

(一般管理費)

第12条 共同研究に係わる外部資金の導入がある場合、共同研究に要する施設設備管理費、水光熱費および事務管理費として、一般管理費を学校法人に納入しなければならない。

2 前項の一般管理費は、原則として外部資金の10%とする。ただし、外部資金が公的機関の場合は、その者の定めるところによるものとする。

(学外研究者)

第13条 共同研究のために学外機関の研究者が、本学の施設設備等を利用するときは、予め学科長等を経て学長の承認を得るものとする。

2 前項の学外研究者の学内における行動等については、研究代表者がその責任を負うものとする。

3 学外研究者に係わる諸経費は、共同研究費からの支出または学外機関の負担とする。

(補助金申請)

第14条 学外機関から当該共同研究に係わる補助金を受けようとする場合は、その定めにより、必要書類を提出しなければならない。

2 前項により助成を受けた共同研究は、契約内容を遵守しなければならない。
(設備等の帰属)

第15条 共同研究費により取得した設備等の所有権は、原則として本学に帰属する。

(共同研究の中止または期間延長)

第16条 共同研究を中止または期間延長等の変更が生じたときは、研究代表者は、すみやかに学外機関と協議し、契約を変更するものとする。

2 前項の結果については、共同研究契約書の変更届を学科長等から学長に提出する。

(知的所有権)

第17条 共同研究によって発明または考案が生じ、これにより特許権、実用新案および意匠権等の知的所有権の申請が必要な場合には、学外機関と協議の上、別に定める本学の職務発明規程に準じて取り扱うものとする。

(研究成果の報告)

第18条 研究代表者は、年度末および共同研究期間終了後、1カ月以内に共同研究報告書および収支決算報告書を学科長等を経て学長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第19条 共同研究により得られた研究成果等は、研究期間終了後、1年以内に研究紀要、研究論文または本学ホームページ等に掲載し、公表することを原則とする。ただし、やむを得ない事由により公表できない場合は、以後の公表計画等を学科長等を経て学長に提出する。

2 公表の時期および内容等については、学外機関と協議の上、決定するものとする。

(例外措置)

第20条 学外機関が外国籍または公的機関のときは、この規程の一部を適用しないことができる。

2 この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度、委員会の議を経て学長が決定する。

(事務の所管)

第21条 この規程に関する事務は、総合研究所研究推進課が所管する。

(規程の準用)

第22条 産学共同研究センターを利用して共同研究をする場合は、この規程に定めるほか、産学共同研究センター運営規程を準用する。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、教授総会の議を経て常務理事会で行う。

附 則

1 1件あたり50万円以下の学外機関からの共同研究費は、この規程第12条を適用しない。

2 この規程は、平成15年1月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(総合研究所研究推進課新設に伴

い、教務部学務課から業務移管)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(主任教授を学科長または基礎教養教育部門長に変更)